平成２５年（フ）第９９２２号
東京都葛飾区高砂２丁目36―５　ベストワンセキュリティ内
債務者　兼村　憲仁
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９３１号
東京都足立区西保木間３丁目６―６―318
債務者　倉田　一男
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９３２号
東京都足立区保木間１丁目15―１―304
債務者　星野　悦子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９３９号
東京都大田区千鳥１丁目２―29―203　本嶋方
債務者　鈴木　　学
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９４３号
神奈川県伊勢原市大住台３丁目３―６　清水ハイムα―101
債務者　佐藤　巧未
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９４４号
埼玉県草加市高砂１丁目12―47―705
債務者　有澤　和希（旧姓浦畑）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９４５号
千葉県市川市新井１丁目23―６―201
債務者　桐生　和典
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９４９号
東京都青梅市畑中３丁目899―27
債務者　渡部　貴子（旧姓白倉）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９５１号
東京都練馬区関町南３丁目９―24―301
債務者　谷口　泰重（旧姓吉池）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９５２号
東京都練馬区大泉学園町８丁目32―４―305
債務者　渡辺　和寿
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９５３号
埼玉県川越市大字笠幡60―７
債務者　長澤　俊和
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９６８号
東京都品川区荏原１丁目３―11
債務者　荒井　治光
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９６９号
東京都品川区荏原１丁目３―11　荒井方
債務者　菅原みさ子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８８号
横浜市港北区大曽根１丁目９番18―320号
債務者　安井　大樹
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４８８号
横浜市金沢区六浦東２丁目２番16号　ミディハイツ105
債務者　前島　高司
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１２号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目32番11号、前住所香川県丸亀市飯野町東二甲1832番地１ファインブラザー101号
債務者　山本　健二
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部